

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）
（案）」に対する意見

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）
（案）」（以下、「本案」）の目的である、芸術家等と適正な契約関係を築くことは放送事業者にとっても重要であることに異存はありません。

放送番組の制作において、必ずしも個人で活動する芸術家等が総じて立場が弱く、不利な条件を強いられていると結論づけることは適切ではなく、本案で言及されているように、事業者等と芸術家等の関係は様々です。そのため、個々の取引において何が適正な契約関係であるかも、個別に考慮されるべきであると考えます。

本案は契約関係の書面化の推進について、「書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。」(p.6、14、25)としています。しかしながら、本案の契約書ひな型例を元に契約書を作成して書面による契約書を取り交わすような作業自体が、フリーランスの方々にとっても大きな負担になるケースもありえます。制作現場の実態に照らしても、特に報道・情報系番組などについては、出演者が放送当日に決定することもあり、すべてのフリーランスの方々と契約書等を締結することは実務上困難な作業です。場合によっては、契約書等の締結を優先することで作品のクオリティを下げる懸念もありますので、下請法等の対象とならない個々の取引の適正化の方策は、契約関係の書面化に限らず、当事者間の事前協議に委ねるケースも認められるべきであると考えます。

また、スタッフおよび実演家との契約書のひな型例における「権利」条項の記述は、解説欄で一定の説明が加えられていますが、著作権（著作隣接権）の法律上の帰属の扱いは前提条件によって異なるところ、ひな型例として「利用許諾の場合」「権利譲渡の場合」の特定の2つの事例を抽出して提示することで、事業者と芸術家等の間に誤解が生じ、協議に支障をきたすことが懸念されます。

上記の懸念もあることから、ガイドラインを一律に適用するのではなく、各業界の実情や個別の事情にも配慮いただき、実務に混乱をきたすことのないよう要望いたします。

以上